注）この用紙は個別指定の情報提供を行う様式です

記入日：令和８年１１月２日

1　京町家の所在地

所在地	京都市中京区新町通六角下る六角町３６２番地、３６３番地

※ 番地まで正確に記入をしてください（所在地は京都市内に限ります）

2　情報提供者について

情報提供者の氏名 (法人その他の団体はその名称及び担当者名)	山田　二郎
住所	〒６０４－８５７１ 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地
電話	０８０－１２３４－５６７８　　電話
Mail	machisai_kyomachiya@city.kyoto.lg.jp

情報提供者と情報提供を行う京町家との関係について、該当する□にチェック☑をお願いします

☑ 所有者（共有者を含む）　□ 借家人　□ 取得（購入）又は賃借予定者
□ 建築士・設計士　□ 大工　□ 不動産事業者
□ その他（　　）

該当する□にチェック☑をお願いします（情報提供者が単独で所有する場合は不要）

今回の情報提供について、建物所有者（共有者）にご説明されましたか？

□（はい）　　☑（いいえ）

（上記が「いいえ」の場合、差し支えなければその理由を記入して下さい）

実兄の山田一郎と共有しているが、高齢のため、説明自体は可能であるが、内容について理解することが困難な状態である。また、実質的な山田家町家の管理も自身が行っていることから、説明は行っていない。

3　提出書類

☑ 京町家概要一覧表 ※ 下記の内容を基に記入ください
※ 代表的な写真を添付してください

☑ 写真　※ 概要一覧表に添付のないものも添付してください
※ 外観・内観の写真を添付してください
※ 写真には撮影日がわかるようにしてください
※ 昔（概ね７５年以上前）の状況がわかる写真等があれば添付してください

☑ 付近見取図（位置図）　※ 当該地がわかるものを添付してください

☑ 建物図面　※ 手書きも可能です。間取がわかるものを添付してください

☑ 登記事項証明書など所有者を確認できる書類

☑ 築年を証する資料
※ 閉鎖登記簿や家屋評価調書（市税事務所で取得可）等を添付してください

～ 情報提供を行うにあたって、必ずご一読ください ～

（個別指定編）

4　応募に当たっての同意・確認事項

以下の内容を確認し、□内にチェックしてください。

☑　情報提供いただく京町家は、京町家条例に規定する京町家★1に限ります。

☑　皆さまからいただいた情報を基礎資料として、京町家条例に基づく個別指定★2の候補を選定するものであり、必ず指定するものではありません。

☑　情報提供者と所有者が異なる場合は、可能な限り所有者への説明をお願いします（京都市から情報提供者の氏名・住所を同意なく所有者にお伝えすることはいたしません。）。

☑　１軒の京町家に対して本様式を１部作成してください。長屋の場合は、住戸単位とし、本様式を各１部作成してください。

☑　記入漏れ、内容が不明瞭なもの、情報提供者に連絡がつかないものは、情報提供を受付しかねる場合があります。

★1「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」第2条第1号に規定する「京町家」
★2「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」第17条に規定する「重要京町家」

京町家条例に定める京町家の定義

昭和 25 年以前に建築　※1		必須条件
木造建築物		
伝統的な構造…「伝統軸組構法」や「伝統構法」と呼ばれる構造		
都市生活の中から生み出された形態又は意匠	3 階建て以下	＋
	一戸建て又は長屋建て	
	平入りの屋根　※2	
	通り庭…道に面した出入口から続く細長い形状の土間	いずれか1つ以上を有する
	火袋…通り庭上部の吹き抜け部分	
	坪庭又は奥庭	
	通り庇…道に沿って設けられた軒	
	格子（伝統的なものに限る）…虫籠窓や京格子など	
	隣地に接する外壁又は高塀	

※1　建築年が不明な場合は、法務局で閉鎖登記簿（有料）を取得いただくと記載されている場合があります。
※2　「平入りの屋根」とは、建物の出入口が屋根の棟と平行する側（平）にあるもののことです。『『平入り屋根』の条件が適用されない場合」に該当するものは、適用されません。

5　応募理由（自由記述）

（例：通り庇や格子、坪庭や奥庭など、伝統的な形態・意匠が残っているため。
今後も保全していきたい京町家であるため。補助金の活用を検討しているため。）

（例１）　通り庭と続き間からなる１列３室型の典型的な空間構成　で、坪庭や奥庭も有する。また、内部も床の間、縁側のほか、仕上げは　畳、土壁、大和天井又は網代天井といった町家の伝統的な形態・意匠が残っており、保全していきたいと思い応募した。指定後は、令和９年度の補助金利用を検討している。

（例２）　明治初期に建築された「つし２階」の京町家で、近世の町家の形式を象徴する特徴が残っているため、現在の意匠を活かして店舗や宿泊施設として活用したいと考えている。向こう数十年にわたって維持管理費が必要になることを想定し、補助金等の支援を受けられる状態にしたいと考え応募した。